

6 大雪対策と雪害からの復興について

本年2月に2週続けて、関東甲信静地方では歴史的な大雪となり、多数の死傷者、高速道路や幹線道路の通行止め、公共交通機関の不通、建物や施設の損壊、集落の孤立など、甚大な被害が発生した。

特に、農林業においては、果樹や野菜等の農業用ハウスや、畜舎、きのこと施設などの多くが倒壊し、出荷最盛期の作物が収穫不能となったことや、森林の倒木による被害など、被災した関係者は先行きの見えない大きな不安を抱えている。

今回の雪害は、過去に例を見ない規模となっていることから、地域経済と住民生活の早期回復に向けて、速やかな支援を行うとともに、今後、同様な大雪に見舞われた場合にも対応できるよう、中長期的な視点に立った対策が必要である。

一方で、異常気象が頻発しており、想定しづらい極端な気象災害への体制を地方自治体単独で整備することには限界がある。

国においては、こうした状況を理解の上、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

1 特別警報の発表基準の見直し

今回の大雪は、当初の予報を大幅に上回り各地で数十年に一度の記録的な降雪量であったことから、今後、同様の気象状況が予想される場合には、特別警報が発表されるよう、発表基準の見直しなど、適切な対応をとること。

2 農林業被災からの復旧支援

- (1) 復旧作業の長期化が見込まれるため、被災農業者向け経営体育成支援事業は、複数年にわたって事業継続するとともに、必要十分な予算額を確保すること。
- (2) 被災農業者向け経営体育成支援事業については、手続の迅

速化・簡素化を図るとともに、被害の経営に与える影響など地域の実情を十分考慮した上で、柔軟な運用を行うこと。

- (3) 鉄鋼業界に対し、引き続き、農業用ハウス資材等の増産を働きかけるとともに、ハウスメーカーに対して、部材の確保、鋼管の加工、作業員の確保、輸送体制の整備等に取り組むよう要請するなど、ハウス再建のための資材原料等を確保すること。
- (4) 果樹や野菜の種苗等の不足が見込まれるので、これらの優先的な供給体制を確立すること。
- (5) 森林復旧のための被害木搬出処理に対する支援を創設すること。

3 異常積雪時の除雪への対策・支援

- (1) 大規模な雪害時に放置車両が災害応急対策の阻害要因になっていたことに鑑み、法改正も含め放置車両対策を強化すること。
- (2) 積雪を原因とした孤立集落の発生が想定される「寒冷地域」においては、除雪機械購入費を国による支援対象とすること。
- (3) 平年値を大幅に上回るような異常な積雪が発生したときには、「積雪地域」や「寒冷地域」にかかわらず、道路除雪作業経費を国による支援対象とすること。

4 特別交付税による配慮、支援

- (1) 大雪により除排雪経費の自治体負担が多額となった場合には、特別交付税の算定にあたり十分な配慮を行うこと。
- (2) 農林業被害の復旧経費等については、多額の一般財源が必要となっていることから、特別交付税による確実な支援を行うこと。

5 鉄道や直轄国道の早期除雪

- (1) 鉄道事業者に対して、鉄道路線における除雪能力の強化を指導すること。
- (2) 地域住民の足となっているバス路線の運行等が早期に再開できるよう、直轄国道の早期の除雪を行うこと。

6 高速自動車国道の整備推進と管理体制の強化

- (1) 国土強靱化の観点からも、高速自動車国道の整備を推進すること。
- (2) 高速自動車国道の降雪時における除雪体制を強化すること。
- (3) 異常気象時に交通規制をする場合には、接続する一般道路の管理者と十分に連携し、双方の連絡体制の強化に取り組むこと。

7 セーフティネット保証4号の早期かつ弾力的な地域指定

災害復旧関係融資の利用が可能となるセーフティネット保証4号の地域指定においては、一定の要件を満たした場合は調査を不要とするなど、早期かつ弾力的な取扱いをすること。